

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第3期 第1回豊島区子どもの権利委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和4年6月3日（金）午後2時00分～午後3時00分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎8階 レクチャールーム（807・808会議室）
議 題		<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて</p> <p>（2）第3期豊島区子どもの権利委員会の運営について</p> <p>（3）子どもの権利に関連する区の実施について</p> <p>（4）子どもの権利普及・啓発等の実施について</p> <p>3 閉 会</p>
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	南野委員、内田委員、高田慶子、山本道子、間嶋委員、豊田委員、白井委員
	関係理事者	子ども家庭部長、教育部長、児童相談所設置準備担当部長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、庶務課長、放課後対策課長、教育センター所長
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員

審 議 経 過

【開 会】

- ・委嘱状の交付及び委員紹介
- ・会長、副会長の選任
- ・事務局より資料確認

【協議事項】

事務局 本委員会に対して区長からの諮問です。本日は、区長が急な案件が入り出席できないため、副区長が代理で読み上げさせていただきます。

副区長 【諮問文読み上げ】

事務局 ここで、副区長からご挨拶をいただきます。副区長、お願いします。

副区長 【副区長挨拶】

事務局 では、議事に入らせていただきます。この後の進行は、会長にお願いいたします。

会 長 次第に沿って、まず豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料3 説明】

会 長 ご意見やご質問はよろしいですか。では、次の第3期豊島区子どもの権利委員会の運営について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料4 説明】

会 長 ご意見やご質問はよろしいですか。では、次の子どもの権利に関連する区の実践について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料5-1、5-2 説明】

会 長 ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員 委員の皆さんの日常の活動の中で、実際に子どもに関わっていることがあると思いますが、資料5-1 行政の自己評価について、委員の皆様のご感想として実際にどの程度評価できるか関心があります。可能な範囲で、子どもたちがどのような課題を持っているとか、子どもたちの現状について情報をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 私は子ども食堂に携わっています。初めの3年くらいは月2回、何となくワイワイ集ま

ってみんなでご飯を食べて楽しんでという感じでやっていました。だんだん、食べる場ではなく子どもの居場所なんだということを感じ、ずっと続けていきたいなと思っていた時にコロナ禍になってしまい、子どもたちはもちろん、私たちも集まれないという本当に残念な期間がありました。ここ1年は、フードパントリーで物を渡すだけしかできないけれど、2週間に1回は皆と会えます。子ども食堂ネットワークの評価がBとなっていますが、素直に申し上げると、Cではないかなと思いました。逆にいうと、プレーパーク事業の評価のBは、Aにしてもよいかなと思いました。プレーパークを20年前に立ち上げ、初めの10年は運営にも携わっていました。家から見えるところにあり、コロナ禍での利用がとても多く、保育園が毎日のように交代で利用していました。

委員

区の施策に基づいての評価なので ABCD をつけるのは難しいでしょうし、現場感覚とずれているなというところがあります。計画事業4の学校における「子どもの権利に関する学習機会の確保」でいうと評価がCですが、子どもの権利の8項目を学校教育の中で位置付けていくと、「思いを伝えること」「個性が尊重されること」「自分で決めること」「安心して生きること」については、通常の学級活動を進めて行く中で、内面的にこういうものだよと教えなくても子どもは身に着けていくものだと思います。しかし、「かけがえのない時を過ごすこと」「社会の中で育つこと」は、学校だけでできることではないので、SDGs や地域との関わりという中では、このコロナ禍で本校では昨年度だけでは動けなかったということがあります。

「支援を求めること」東京都教育委員会の学習指導要領に記載されているので、実際に教育活動で行われていることだと思いますが、小学校1年生にやりなさいといっても、小学校1年生の実態、レベルによるところがあります。そして、支援を求めるということは、案外、子どもの権利ではなく、大人もできないことであると教員間で話しています。自分が困っていることを表に出すのは恥ずかしいと思ってしまうこともある。親も、「間違えないようにね、見直しをなさい」で、「間違えてもいいよ、チャレンジしてみなさい」という声がありません。そういったことを考えると、意識改革を大人もしていけないと、支援を求めることは「間違えたから、失敗したから、ダメだから支援を求めなさい」になってしまいます。そうではなく、自分がこれからいいことをしていく、チャレンジをしていくためには助けを求めることは大事だという意識が入っていくと、子どもの権利条例の意味というか、子どもが伸び伸びと育っていき、地域や大人の中に居場所を感じられるのではないかなと思いつながりながら、「間違いなさい」という教育活動を推進していきたいなと思います。豊島区の子どもたちはとても良い子です。伸びています。

委員

学習支援の充実というところで、無料学習支援を始めて4年くらい経ちます。私も小学校の教員を30年くらいやっておりました。学校現場の経験上、学校は、意外と外部に支援を求めないとか、地域の力との連携がうまく取れている学校と、なかなか難しい学校とが感じます。小学校2年生、3年生の子が来ていますが、シングルのお子さんも多いです。情報が親御さんに届いていないなと感じます。様々なところで情報発信がされているとは思いますが、保護者の方は仕事で忙しくて情報を収集する時間もなくて、私たちが支援の情報を伝えると、知りませんでしたという方もけっこういます。コロナ禍ということもあり、お母さん方の横のつながりや保護者会もほとんどないと聞いていますので、1年生に入ってもクラスのお母さん方と情報共有ができません。たまたま私たちの学習支援に繋がれた方はそこからまた人と繋がれますが、地域性があるのかなと感じるところも

あります。

委員

私も 35 年教員をやっていました。子どもの権利条約が批准された当時は、先生たちも「なにそれ？」といった感じでした。子どもが意見を言ってもいいのだという、お年を召した先生は「わがままを言わせてどうする」という意識でした。いま現在状況は変わっていません。民生委員は高齢の方が多く、昔の意識が強くて子どもたちにも意見を言わせていいのだ、子どもたちに町の様子を見せておかしいところがあれば言わせて、変えていくことができるのだという、「子どもにわがままをいわせてどうする」と言う人がいるくらいなのです。やはり、まず大人への啓発をもっと進めて行かないと、子どもの思いや意見を本当に表明させることはできないと思うのです。一番の手掛かりは学校にあると思います。保護者会や講演会で親を啓発すること、それと同時に、子どもたちにも「困ったことや気がついたことはなんでも言っていんだよ」と伝えること。校長先生にお手紙を出すという意見箱をやっている学校がありますが、校長先生は何も入っていないと嘆いていました。「本当に言っていいるのかな。」という意識が子どもたちにまだあるのです。

近所の子どもたちと話したときに、「あそこに信号があると安心して登校できるんだよね」ということで、児童会で話して職員会議にかけて、信号機ができました。びっくりしたのは親で、子どもの意見でも変えることもできるんだと実際に子どもの意見を取り上げて実現することがわかれば、親も変わるのだなというのが、私が経験したことです。こういうことをやっていかないと「あなたたちには権利があるんだよ、意見を言っていんだよ」といくら言っても、実際には身に付いてはいかないと思います。ですので、どうやって実現させていくか、特に学校の中で取り組んでいただけるといいなと思います。昨年度、校則の問題がずいぶん話題になりました。小学校には校則はあまりありませんが、中学校にいくと途端に変わってしまいます。とにかく啓発するには、実際に経験することが大事だと思いました。

会長

続きまして、子どもの権利普及・啓発等の取組について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【資料 6 説明】

会長

この件について、ご意見やご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員

今回については、社会科の学習でのことでしたが、子どもたちが社会福祉の取組に入っていく中で「自分たちに権利があるのか。」ということを考えてもらう時に、男女平等について女性の方が管理職の人数が少ないというデータを見せると、6 年生は「女性は家庭の仕事が好きだから」、中でも女子生徒からは「リーダーシップは女性には足りないから」という意見がありました。しかしながら、男の人にも同様のデータで見せると、男性の方が優位だということにびっくりしています。それによって法律が変わっていきましたが、男女雇用機会均等法などが成立しましたが「20 年経っても平等になっていないよね。」という見解の後に、子どもたちに権利があると伝えても、まだ子どもたちには「僕たちには権利がないのだ。」という考えにあるようです。でも、虐待やいじめのデータを見せると子どもたちは「自分たちにも権利がないと困ってしまう。」と思い、そこで法律があること、不断の努力があることを、国に先駆けて豊島区は子どもの権利を大切にする取組をやっている

ますよというところで、子ども若者課職員による子どもの権利についての授業を実施しました。その中で、他にも子ども若者課が様々なことをやっているということで、子ども若者課の社会福祉の取組を、いま子どもたちがポスターにまとめています。そして、最後には、子どもの権利条例ではありませんが、よりよくするための提案をしましょうという「思いを伝えること」を事例に挙げるという授業をしています。これについてはできるだけ広げていきたいと思い、他校の教員にも進めているところです。子どもたちは「権利が少ない」「権利が制限されている」と思い込んでいます。そこを打ち破っていく授業を作っていくことは面白いので、参考にさせていただければと思います。

会 長

ありがとうございました。

本日の議事は全て終了しました。これで、第3期第1回豊島区子どもの権利委員会を終了します。

提出された 資料等	資料1	委員名簿
	資料2	豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定に係る諮問について
	資料3	豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて
	資料4	第3期豊島区子どもの権利委員会の運営について
	資料5-1	子どもの権利に関連する区取組一覧
	資料5-2	「豊島区子ども若者総合計画」子どもの権利保障に関する施策の検証
	資料6	子どもの権利普及・啓発等の取組について
	参考資料1	豊島区子どもの権利に関する条例 一般用パンフレット
	参考資料2	豊島区子どもの権利に関する条例 周知用パンフレット
	参考資料3	豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）